

妊娠・出産に関する支援

低所得者の妊婦に対する妊娠判定受診料助成

妊娠の確定診断を受けた妊娠判定検査料（1万円上限）を助成します。（1度の妊娠につき1回まで）

〈対象者〉 次の全ての要件を満たす方

- （1）住民税非課税世帯又は、生活保護世帯に属する妊婦（申請日基準）
- （2）受診日及び申請日に市内に住所を有する方
- （3）以下の条件に同意される方
 - 所得判定の為、世帯の課税状況について確認することに同意すること
 - 受診医療機関等の関係機関と市が必要に応じて情報を共有することに同意すること

問合せ先 こども福祉課こどもすこやか係 ☎0766-52-7080

不妊治療費助成

不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費を助成します。

〈対象者〉 以下の条件を全て満たす夫婦

- （1）法律上婚姻関係にある夫婦または事実婚の夫婦
- （2）治療時および申請受付日において射水市に住所を有している
（ただし、勤務の都合により夫婦のいずれか一方が市内に住所を有していない場合も対象となる）
- （3）医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者である
- （4）夫婦の属する世帯において徴収金の滞納がない
- （5）特定不妊治療（体外受精・顕微授精）：治療開始日に妻の年齢が43歳未満の方
一般不妊治療（特定不妊治療を除く不妊治療）：診療日において妻の年齢が43歳未満の方

〈対象の治療〉 保険診療で受けた不妊治療

ただし、回数制限で保険診療とならなかった治療については対象とする

〈助成限度額〉 夫婦1組に対して1年度あたり **300,000円**

問合せ先 こども福祉課こどもすこやか係 ☎0766-52-7080

特定不妊治療費（先進医療）助成

先進医療技術による不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費を助成します。

〈対象者〉 以下の条件を全て満たす夫婦

- （1）不妊治療費助成の対象者（1）～（4）と同じ
- （2）生殖補助医療に係る保険医療機関において、保険診療として特定不妊治療を受けたこと
- （3）助成対象治療について、他制度の助成を受けていないこと
- （4）特定不妊治療（体外受精、顕微授精）の治療開始日に妻の年齢が43歳未満の方

〈対象の治療〉 保険診療となる特定不妊治療と併せて実施された先進医療、先進医療として告示されている不妊治療

〈助成限度額〉 1回の特定不妊治療と併せて実施した先進医療にかかった費用のうち7割について、15万円を上限とする

問合せ先 こども福祉課こどもすこやか係 ☎0766-52-7080

不育症治療費助成

不育症治療を受けている方に対し、治療費を助成します。

〈対象者〉以下の条件を全て満たす方

- (1) 治療時および申請受付日において射水市に住所を有している
- (2) 医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者である
- (3) 申請者の属する世帯において徴収金の滞納がない

〈対象の治療〉不育症の診断に係る保険適用の検査、ヘパリンを主とした保険適用の治療

〈助成限度額〉1回の治療につき、**300,000円**

(1回の治療とは、不育症の診断のための検査から、妊娠を経て治療に至る過程であって医師が認めるもの)

問合せ先 こども福祉課こどもすこやか係 ☎0766-52-7080

妊産婦医療費助成

医師が診断した妊娠中の特定の病気にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。ただし、入院時の食事療養費は除きます。

〈対象疾病〉妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患、切迫早産

〈対象期間〉申請した月の初日から出産した月の翌月末日

問合せ先 こども福祉課こども福祉係 ☎0766-51-6546

出産育児一時金

お子さんを出産した時に支給されます。安心して出産ができるよう、直接支払制度や受取り代理制度が実施されています。（加入されている健康保険から医療機関へ直接出産育児一時金を支払うもので、まとまった出産費用を事前に用意する必要がありません）

〈一児あたりの金額〉産科医療補償制度加入の医療機関等で出産の場合・・・**500,000円**

上記以外の医療機関で出産の場合・・・・・・・・・・**488,000円**

※出産費用が上記金額に満たない場合や、直接支払制度を利用しない場合は
保険年金課へ申請してください（国民健康保険加入者の場合）

問合せ先 国民健康保険加入者の場合は保険年金課 ☎0766-51-6628

※国民健康保険加入者以外の方は、ご加入の保険団体等にお問い合わせください。



出産費資金貸付事業

出産に要する費用の支払いが困難な場合に資金の貸付けをします。

問合せ先 国民健康保険加入者の場合は保険年金課 ☎0766-51-6628

※国民健康保険加入者以外の方は、ご加入の保険団体等にお問い合わせください。

出産手当金

被保険者が出産のために会社を休み、給与の支払いを受けられないときに出産手当金が支給されます。

問合せ先 加入している健康保険又は勤務先

育児休業給付金

雇用保険の被保険者の方が、1歳（保育所等に入所できないなどの理由がある場合は1歳6か月又は2歳）に満たないお子さんを養育するために育児休業を取得した場合に、一定の要件を満たすと支給を受けることができます。

〈支給額〉支給単位期間（1か月）あたり、原則として休業開始時賃金日額×支給日数の67%

（育児休業の開始から6か月経過後は50%）相当額

問合せ先 ハローワーク高岡 雇用保険適用課 ☎0766-21-1515(21#)

国民健康保険加入者の産前産後期間の保険税減免

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民健康保険税が減額されます。

（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民健康保険税が減額されます。）

〈対象者〉 出産予定又は出産された国民健康保険被保険者

※令和5年11月1日以降の方が対象です。

問合せ先 保険年金課 ☎0766-51-6628

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月分の国民年金保険料が免除され、納付されたものとして年金額に反映されます。

（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月分の国民年金保険料が免除されます。）

〈対象者〉 国民年金第1号被保険者

※免除を受けるには、申請が必要です。保険年金課又はマイナポータルで申請できます。

問合せ先 保険年金課 ☎0766-51-6628

国民年金第1号被保険者の育児期間の保険料免除 [令和8年(2026年)10月から]

お子さん（実子・養子）を育てている方（父母・義父母）は、申請することで保険料が免除され、将来の年金額は納付した場合と同じように反映されます。

〈対象者〉 国民年金第1号被保険者

〈対象期間〉 お子さん（実子・養子）が1歳になる誕生日の前月までです。

※免除を受けるには、申請が必要です。保険年金課又はマイナポータルで申請できます。

問合せ先 保険年金課 ☎0766-51-6628

子どもの成長や家庭生活の安定のための支援

児童手当

高校3年生までのお子さんを養育している方に支給します。支給月は偶数月です。

※出生、転入等により市内に住所を有するようになった日の翌日から15日以内に申請をしてください。

〈手当額〉	○3歳未満	第1・2子	15,000円
		第3子以降	30,000円
	○3歳～18歳年度末まで		
		第1・2子	10,000円
		第3子以降	30,000円

- 〈出生、転入時等に必要なもの〉 ●申請者の健康保険の加入情報がわかるものの写し
●申請者の通帳の写し
●申請者及び配偶者の「マイナンバーカード」または「マイナンバーのわかる書類と本人確認書類（運転免許証等）」

※その他必要に応じて提出する書類があります。

※父母のうち生計の維持する程度の高い方が申請者となります。

※多子（第3子）加算の算定対象は22歳年度末までのお子さんです。

問合せ先 こども福祉課こども福祉係 ☎0766-51-6546

子ども医療費助成

お子さんの入院および通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。

（ただし、食事療養費は除きます）

手続き時に「子ども医療費受給資格証」をお渡しします。

※出生、転入等により市内に住所を有するようになった日から15日以内に申請をしてください。

- 〈対象者〉入院、通院ともに0歳～18歳（高校生世代）
射水市内に住所があり、健康保険に加入しているお子さん
※他の福祉医療費制度を受けているなど助成できない場合があります。

- 〈出生、転入時に必要なもの〉 ●お子さんの健康保険の加入情報がわかるものの写し
（出生の場合は、お子さんが入る予定の健康保険の加入情報がわかるものの写しでも可）

- 〈現物給付〉医療機関等で受診するときに「マイナンバーカード又は医療保険の資格確認書等」
「子ども医療費受給資格証」を提示してください。

- 対象となる医療機関等
0歳～18歳（高校生世代）…県内の医療機関等

- 〈償還払い〉「子ども医療費受給資格証」を提示せずに受診する場合や、富山県外の医療機関等で受診する場合は、いったん医療費を支払い、診療月の翌月以降に払戻しの申請をしてください。

必要なもの

お子さんの健康保険の加入情報がわかるものの写し、子ども医療費受給資格証、領収書原本、申請者の通帳

※その他必要に応じて提出する書類があります。

※お子さんの保険情報や、受給資格証の記載内容に変更があった場合は、変更手続きをお願いします。

問合せ先 こども福祉課こども福祉係 ☎0766-51-6546

未熟児養育医療費助成

未熟児を対象として、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療費を助成します。

- 〈対象者〉指定医療機関の医師が入院治療を必要と認めた乳児

問合せ先 こども福祉課こども福祉係 ☎0766-51-6546

出生祝いクーポン券

射水市に住所を有する新生児と同一住所に登録されている父母又は養育者に、市内店舗で利用できる2万円分の電子クーポンを支給します。

〈対象者〉令和8年4月1日から令和9年3月31日までに出生し、射水市に住所を有する新生児と同じ住所に登録されている父母または養育者

〈有効期限〉申請日から3か月

〈申請手続〉出生届提出時、または転入の手続きの際に、窓口で申請用チラシをお渡しします。

問合せ先 こども福祉課こども福祉係 ☎0766-51-6546

世界にひとつだけの絵本事業

射水市に住所を有する1歳半のお子さんに絵本をお贈りします。

〈対象者〉射水市に住み票があり、令和8年度に1歳半になるお子さん

〈申請手続〉対象者には、市から「絵本注文チケット」を送付します。

注文チケットの二次元コードからお子さんの情報を入力し、お申込ください。

問合せ先 こども福祉課こども福祉係 ☎0766-51-6546

とみいくデジタルポイント

令和5年度生まれのお子さんから、1歳半時に電子ポイントで3万円分を交付しています。

〈利用できるサービス〉①保育・育児支援サービス

②保健サービス(保険外診療が対象)

③育児関連用品の購入時

問合せ先 こども福祉課こども福祉係 ☎0766-51-6546

とやま子育て応援団

毎月、「とやま家族ふれあいウィーク」(毎月第3日曜日から始まる1週間)の期間を中心に、18歳未満(高校等在学者含む)のお子さん連れのご家族が協賛店を利用した際に、「応援団マーク」を提示すると、割引や特典などのサービスを受けることができます。

子育て応援団マークや協賛店の情報は、とやま子育て応援団ホームページ(「とみいくフレフレ」内)に掲載されています。

結婚、妊娠・出産、子育て応援サイト「とみいくフレフレ」

各ライフステージに応じた支援情報や、子育て施設、とやま子育て応援団、イベントに関する情報が満載。

スマートフォンからも手軽にお役立ち情報が検索できます。

子育て応援団 とやま子育て
ホームページ 応援団マーク



問合せ先 富山県こども政策課 ☎076-444-9683

孫とおでかけ支援事業

おじいちゃん、おばあちゃんが孫やひ孫と一緒に対象施設に来館した際、入場料等が無料になります。

〈対象者〉祖父母・曾祖父母(居住地要件があります)と孫・ひ孫(居住地、年齢の制限はありません)

〈利用方法〉入館の際に、各施設に備え付けの申請書を記入してください。

〈射水市の対象施設〉●大島絵本館

●新湊博物館

※その他、富山市13施設、高岡市10施設、氷見市3施設、砺波市4施設、小矢部市3施設、南砺市11施設、滑川市2施設、魚津市2施設、黒部市6施設、入善町2施設、上市町1施設、朝日町2施設が対象です。

(令和7年度現在)

問合せ先 生涯学習・スポーツ課 ☎0766-51-6637

通園、就学に関する支援

幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3～5歳児クラスのすべてのお子さんたち、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスのお子さんたちの保育料が無料になります。

ただし、給食費や行事費などは無償化の対象外となります。

下記に当てはまる場合、給食費(副食費)が免除又は減免されます。

- ・年収360万円未満の世帯のお子さん
- ・第3子以降のお子さん

問合せ先 子育て支援課 ☎0766-51-6629

保育料の軽減(保育園、認定こども園)

下記にあてはまる場合、保育料を軽減します。

●第2子以降のお子さん

生計を同一にする世帯に2人以上のお子さんが属する場合、第2子以降のお子さんの保育料は無料になります。

●年収約360万円未満世帯

市町村民税所得割額77,101円未満のひとり親家庭等世帯は入園児童の保育料は無料です。

きょうだい2人が
保育園等を利用している場合

2歳児



第1子
全額

0歳児



第2子
無料

きょうだいのうち2人が
保育園等を利用している場合

小学生



1歳児



第2子無料

0歳児



第3子
無料

問合せ先 子育て支援課 ☎0766-51-6629

児童生徒就学援助

小学校・中学校の児童生徒をもつ家庭で、経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費などの学校での学習に必要な費用を援助します。

〈援助を受けられる目安〉 ●生活保護の停止又は廃止の措置を受けた場合

●前年度の世帯の合計所得が基準未満の場合

●児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給している場合 など

※お子さんが通学している学校で申請書等を受け取り、必要書類を各学校へ提出してください。

問合せ先 通学している小・中学校又は学校教育課

学校教育課 ☎0766-51-6635



奨学金

経済的理由により就学が困難な学生に対し、奨学金を貸与します（無利子）

〈一般奨学金対象者〉 大学（短期大学・大学院を含む）、専修学校（専門課程に限る）、
高等専門学校（4、5年生・専攻科）、高等学校専攻科に在学している方
（卒業後、市内に定住し、市内企業に勤務することを条件に返還免除あり）

〈介護福祉士・保育士等奨学資金対象者〉 大学（短期大学・大学院を含む）、専修学校（専門課程に限る）、
高等専門学校（4、5年生・専攻科）、高等学校専攻科に在学している方で卒業後、
市内の介護事業所又は保育園等で勤務することを志望する方（返還免除あり）

〈申請要件〉 ●射水市内に住所を有する世帯に属する方
●学資を支払うのが困難な方
●学業成績が優良である方
●在学した学校長または現に在学する学校長の推薦があること。
●本人の属する世帯に市税の滞納がないこと。

〈金額〉 自宅通学生・・・月額40,000円以内
自宅外通学生・・・月額50,000円以内

※4月現在に在学する学校の校長を経由して、下記問合せ先に申請書類を提出してください。

書類一式（募集要項・申請書類・記載例等）は下記問合せ先、又は射水市ホームページで取得できます（3月～4月）

問合せ先 一般奨学資金については、 学校教育課 ☎0766-51-6635
介護福祉士奨学資金については、介護保険課 ☎0766-51-6627
保育士等奨学資金については、子育て支援課 ☎0766-51-6629

がんばる子育て家庭支援融資

3人以上のお子さんがある家庭に対し、学校等に必要な入学金、授業料、下宿代等を融資します。23歳未満のお子さんを対象とした融資については実質無利子です。

〈対象者〉 以下の条件を全て満たす方
●学校等に就学するお子さんを含め3人以上のお子さんがある。
●県内に1年以上居住している。
●同一事業所に1年以上勤務又は同一事業を1年以上営業している。

〈金額〉 お子さんの人数から2を差し引いた人数を利用の限度とします。

自宅・・・300万円 / 1人当たり

自宅外・・・500万円 / 1人当たり

※ただし、一世帯当たり1,500万円を限度とします。

※取扱い金融機関の窓口に申請書等を用意しています。

※別途取扱い金融機関が定める保証料が必要です。

※ご利用の際は取扱い金融機関の審査を受けていただきます。

問合せ先 富山県子育て支援課 ☎076-444-3208



障がいのあるお子さんがいる家庭への支援

障がい児福祉手当 ※所得制限あり

精神又は身体の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要するお子さんに手当が支給されます。

〈対象者〉 20歳未満で以下の条件を全て満たす方

- 施設に入所していない方
- 障害年金などを受給していない方
- 定める障がいの状態に該当する方

〈手当額〉 月額 **16,100**円

問合せ先 社会福祉課 ☎0766-51-6626

特別児童扶養手当 ※所得制限あり

20歳未満で身体又は精神に中程度以上の障がいのあるお子さんを監護している父母または養育者に手当が支給されます。次の場合は手当を受けることができません。

- 手当を受けようとする方やお子さんが日本国内に住んでいない。
- お子さんが児童福祉施設等に入所している。
- お子さんが障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる。

〈手当額〉 1級（重度）月額 **58,450**円

2級（中度）月額 **38,930**円

問合せ先 こども福祉課こども福祉係 ☎0766-51-6546

※ その他にも障がいの程度、介護の状態などによりさまざまな福祉サービスがありますので、社会福祉課（☎0766-51-6626）へお問い合わせください。

お子さんの発達に関する支援

こども発達相談室

詳しくはP.30をご覧ください。

問合せ先 こども福祉課こども発達係
こども発達相談室（キッズポートいみず3階） ☎0766-52-7415

幼児ことばの教室

詳しくはP.30をご覧ください。

問合せ先 こども福祉課こども発達係
幼児ことばの教室（キッズポートいみず3階） ☎0766-52-7414

通級指導教室

ことばの発達の遅れや、学習障害、情緒障害が心配される児童生徒が小中学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けることができます。

問合せ先 学校教育課 ☎0766-51-6635



住宅に関する支援

若者世帯定住促進家賃補助金

若者世帯が新たに市内の民間賃貸住宅に居住された場合に、家賃の一部を最大24か月補助します。

※若者世帯とは、補助金の交付申請を初めて行う日の属する年度の4月1日において、夫婦いずれかが39歳以下、または親の年齢が39歳以下のひとり親の世帯をいいます。

〈対象者〉 ①子育て世帯

②ひとり親世帯（規定の受給資格証の交付を受けている世帯）

③市外からの転入世帯

ただし、①、②、③（③のうち、県外からの転入世帯の場合を除く。）ともに世帯合計所得が500万円未満であること。

〈補助金額〉 家賃負担額（契約家賃－住居手当等）の1/2

世帯全員が29歳以下の場合 上限月額 **20,000円**

上記以外の場合 上限月額 **10,000円**

問合せ先 観光まちづくり課 ☎0766-51-6676

ひとり親世帯の場合は、こども福祉課こども家庭係 ☎0766-51-6671

いみず住まいづくり支援補助金

子育て世帯をはじめ、市外からの転入者を含む世帯や指定宅地を取得した市内居住者で、自ら居住するために新築住宅や中古住宅を取得した方に対して、該当する条件に応じて住宅取得費用を補助します。

〈交付対象〉 ①**新築等取得事業**：市外からの転入に伴い住宅を取得し、または指定宅地を取得した市内居住者が住宅を取得し、5年以上定住する意思のある方

②**中古住宅利活用事業**：中古住宅を住居や住居兼店舗等として利活用するために購入し、5年以上定住する意思のある方

〈補助金額〉 転入者を含む世帯 上限 **200万円**

市内居住者 上限 **100万円**

①新築等取得事業

補助内容	補助額	
	転入者を含む世帯	市内居住者
【基本】転入者定住支援	40万円	—
【基本】指定宅地居住支援	—	50万円 (収用等の場合は80万円)
指定宅地居住加算	50万円	—
市内事業者加算	15万円	15万円
省エネ住宅加算	5万円	5万円
子育て世帯移住加算	1人につき20万円	—
県外若者世代移住加算	30万円	—

②中古住宅利活用事業

補助内容	補助額	
	転入者を含む世帯	市内居住者
【基本】中古住宅購入支援	30万円	20万円
空き家等情報バンク利用加算	20万円	20万円
指定宅地居住加算	30万円	30万円
なりわい住宅加算	30万円	30万円
子育て世帯移住加算	1人につき20万円	—
県外若者世代移住加算	30万円	—

問合せ先 観光まちづくり課 ☎0766-51-6676